

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

# 第3次 川辺町地球温暖化対策実行計画

令和 2 年度～ 令和 6 年度

令和 2 年 4 月

岐阜県川辺町

## 第1章 基本的事項

1. 計 画 目 的 .....	2
2. 基 準 年 度 ・ 計 画 期 間 ・ 目 標 年 度 .....	2
3. 対 象 範 囲 .....	2
4. 対 象 と す る 温 室 効 果 ガ ス .....	2

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基 準 年 度 の 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 .....	3
2. 要 因 別 の 排 出 状 況 .....	3
3. 削 減 目 標 .....	3

## 第3章 具体的な取組

1. 太 陽 光 発 電 、 風 力 発 電 等 の 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 利 用 促 進 ...	4
2. 施 設 設 備 の 改 善 等 .....	4
3. 物 品 購 入 等 .....	4
4. そ の 他 の 取 組 .....	4

## 第4章 推進・点検体制

1. 推 進 体 制 .....	5
2. 点 検 体 制 .....	5
3. 進 捗 状 況 の 公 表 .....	5

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務づけられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)として策定するものである。川辺町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成21年度とし、計画期間を令和2年度～令和6年度までの5年間とする。

目標年度については、令和6年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3. 対象範囲

実施計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

#### 【対象施設】

役場庁舎、保健センター、中央公民館、北部公民館、西小学校、東小学校、北小学校、川辺中学校、給食センター、B&G海洋センター、山楠グラウンド、第1こども園、第2こども園、上下水道事業施設、道路照明灯等町道付帯設備

### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち「二酸化炭素」を対象とする。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

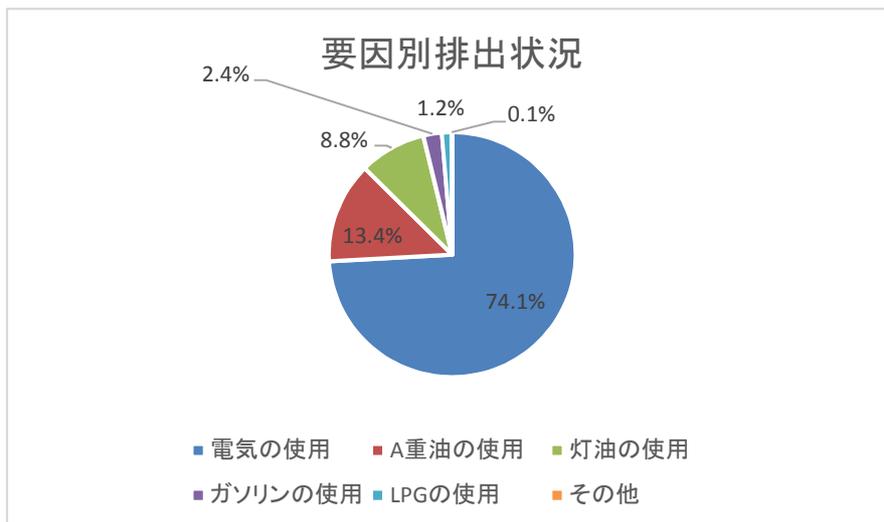
### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

川辺町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、916.4t-CO<sub>2</sub>である。

区分	排出量(t-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	916.4t-CO <sub>2</sub>

### 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成21年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の74.1%を占め、A重油の使用が13.4%、灯油の使用が8.8%、ガソリンの使用が2.4%で全体の98.7%を占めている。



### 3. 削減目標

平成21年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和6年度の二酸化炭素排出量を、15%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成21年度	削減目標	目標年度排出量 令和6年度
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	916.4t-CO <sub>2</sub>	15%	778.9t-CO <sub>2</sub>

### 第3章 具体的な取組

#### 1. 再生可能エネルギーの導入やCO2排出係数がより少ない発電による電力の購入

- 川辺町所有施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討する。
- 電力小売自由化に伴い、電力供給先の検討をする時に、発電時のCO2排出係数がより少ない電力事業者を選定する。

#### 2. 施設設備の改善等

- 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- 高効率照明への移行を順次行う。
- 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカー等の導入を図る。
- 公共施設の緑化を推進する。

#### 3. 物品購入等

- 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入する。

#### 4. その他の取組

##### ①電気使用量の削減

- 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- トイレ、機械室等に利用者がいない場合は消灯する。
- 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- 電力デマンドを活用する。(電力ピークをなだらかにし、契約電力をできる限り低くする。)
- 冷暖房は適正温度に設定し、管理に努める。(冷房は29℃を超えたとき。暖房は18℃を下回ったとき。)
- ノー残業デイを設定し、徹底する。

##### ②燃料使用量の削減

- 公用車の運転時に急発進、急加速をしない。
- 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

### ③ゴミの減量、リサイクル

- 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- 使い捨て容器の購入は極力控える。

### ④用紙類

- 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- リサイクル用紙の購入に努める。
- 使用済み封筒を再利用に努める。
- パソコン等の使用など、会議資料の削減に努める。

### ⑤水道

- 日常的に節水を心がける。
- 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

### ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- 職員向けに環境保全研修や環境保全情報の提供を行う。
- 職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進する。
- 施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

「川辺町地球温暖化対策推進員」(以下「推進員」という。 )と「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

#### (1) 推進員

各課に1名の「推進員」を置く。「推進員」は、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

#### (2) 事務局

事務局を総務課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。  
総務課財政担当課長補佐を事務局長とし、管財担当者を事務局担当者とする。

### 2. 点検体制

「事務局」は、「推進員」をとおり、定期的(年2回)に進捗状況の把握を行い、「事務局」において、年1回の点検評価を行う。

### 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町HP等により公表する。